

学校法人加計学園岡山理科大学獣医学部の今治キャンパスに関する 公開質問状

菅良二 今治市長様

【「公開質問状」提出の理由と趣旨】

これまでの歴代今治市長が、“若い世代が街に来れば活気が出る”と今治市に大学を誘致するという、『学園都市構想』の実現に向けた取り組みを行って来たことを私たちは、知っています。そして、今般、この取り組みが実り、学校法人加計学園岡山理科大学獣医学部の今治キャンパス(以下「加計学園」という。)が今治市に新設されることになることを私たちは、知りました。

「今治市に待望の大学ができる」と歓迎する気持ちと同時に、なぜ、「獣医学部」なのか、今治市が巨額の加計学園への助成金を支出することになるが、今治市の財政は大丈夫なのかなどなどの素朴な疑問も覚えました。

そのような中、ご存じのように大阪の森友学園の問題に引き続き、国会やマスコミ報道の中で、加計学園の獣医学部新設が安倍首相の国家の私物化ではないかと大騒ぎになりました。

この間の国会での質疑や、今治市議会への市当局の提案などからも、今治市民として、これを傍観できない問題がいくつも浮上してきました。

私たちは、このような疑念・疑問が晴れないままでの開学及び補助金の支出は、〈住民自治〉に基づく“街づくり”に余りにも問題が多いとの思いを強くしています。

このような理由から、疑念・疑問を晴らすために、次頁からの【設問事項】に菅市長に回答していただき、今治市民への説明責任を果たしてもらいたく、当公開質問状を提出することにしました。

なお、私たち今治市民は、日本国憲法及び地方自治法が規定します主権者であり、また、今治市議会基本条例及び今治市市民が共におこすまちづくり条例が示す今治市の「まちづくり」の主体者であり、獣医学部新設問題の直接的の当事者です。したがって、市長は、次の各設問に誠実な回答を行う責務を負っていますので、多忙とは思いますが、10月20日までに、下記宛てに回答をお送りください。

なお、回答の有無を含め、マスコミに当公開質問状の結果などを公表しますので、了承をお願いします。

2017年10月4日

今治市民ネットワーク

〒 今治市

電話問い合わせ先 (.....)

【設問事項】

質問1 安倍首相と加計理事長の「特別な関係」と新設の疑念に対する市長の姿勢

2017年8月10日付けの朝日新聞によると、今治市と愛媛県は、2007年11月～2014年11月、小泉政権で始まった構造改革特区での獣医学部新設を計15回提案してきましたが、拒み続けられ、その様な中、今治市と愛媛県の担当者が、「獣医師養成系大学の設置に関する協議」のために2015年4月2日に上京し、この際に加計学園事務局長も同席し、柳瀬唯夫・首相秘書(当事)が、官邸で対応しています。

そして、同年6月、今治市と愛媛県が国家戦略特区で獣医学部新設を国に提案、これを受けて、国家戦略特区諮問会議(安倍首相が、議長であり、最終決裁権を有する)は、約50年も認められてこなかった獣医学部新設を地域限定の規制を緩和し、1校認めるとの特例措置を告示し、新設地が今治市に絞り込まれ(2017年1月4日)、加計学園が事業者に決定されました(1月12日)。

この特例措置及び事業者決定は、安倍首相と加計理事長の「特別な関係」(腹心の友・家族ぐるみの付き合い)があり、「誰かの力で、新設を認めてこなかった従来の方針をねじ曲げたとしか思われぬ」との疑惑が起り、国会審議でそのことが追及されました。

そして、前川喜平前文部科学事務次官が、次官退任後、「総理のご意向」「官邸の最高レベルが言っている」などと記した文科省の内部文書が、確かに省内で作成されたものであると証言し、医師や獣医師を養成する学部の設置申請を、原則として認めない文科省の規制に穴を開ける国家戦略特区の手續について、「行政が歪められた」と述べています。

共同通信社が実施しました世論調査(愛媛新聞9月4日)では、「学校法人『加計学園』の獣医学部新設を巡り、安倍晋三首相の友人が法人の理事長だから優遇されたとの疑念が指摘されていますが、政府は適切な手続きだったと説明しています。あなたは、政府の説明に納得できますか。」との設問に、77.8%の人々が「納得できない」と回答しています。

このような疑念が全く払拭されない中で、今治市が加計学園に補助金を支出することは、社会正義や社会通念上、また、今治市を担う子どもたちの教育上においても好ましいことではないと私たちは考えます。

以上のことを踏まえて、次の設問にお答えください。

- ① 現状での公金支出は、社会正義・社会通念・子どもたちに教育上、好ましくない。

(はい　いいえ)　いずれかに○を付けてください。

<いいえと答えた場合。その理由を具体的にお書きください。>

質問2 首相官邸訪問に関する公文書の公開について

ご存じのように、国家戦略特区の獣医学部新設の1校認めるとの特例措置の告示と新設地が今治市に絞り込まれ、加計学園がその事業者に認められたことに対して、安倍首相と加計理事長の「特別な関係」から、「加計ありき」で進んでいたとの疑惑に関し、国会で追及が行われました。

獣医学部新設が認められることになる大きな転換的事件であると思われる前記の2015年4月2日の今治市と愛媛県の職員と加計学園事務局長らが首相官邸訪問した、「獣医師養成系大学の設置に関する協議」に関する今治市の公文書は、首相官邸で誰に面会し、誰が同席し、どのような話し合いが行われたのかに関し、黒塗りされた部分公開となっています。

さらには、2017年8月2日の愛媛新聞によると、この公文書などを、2017年1月から非公開とし、その理由を「大学誘致に限らず大型事業では国会議員らに陳情、要望しており、公表すれば相手に不信感が生じる恐れがある」と説明しています。これは、憲法及び地方自治法に基づく地方自治体の大原則である〈住民自治〉の主体者である住民を全く無視した認識に基づく措置であり、到底許されることではありません。仮に、この説明を千歩譲って許容したとしても、この件に関する「不信感」は、非公開とする方がより一層その不信感を高める結果になると思われます。したがって、当公文書などを公開することこそが、不信感をなくすことになるのではないのでしょうか。

また、私たち今治市民の財産を、加計学園に巨額の助成金を支出することになる重要な出来事であろうと思われる事件の情報であることを勘案すると、今治市は、より積極的に主権者である私たち市民に対して、これらの情報を開示することが不可欠ではないのでしょうか。さらには、安倍首相と加計理事長の「特別な関係」からの「加計ありき」との疑惑が大きな社会問題となっていることを勘案すれば、この真相に関する重要な情報(公文書)を公開する責任を市長は負っていることは明白です。

以上の点を前提にし、次の設問にお答えください。

- ① 2015年4月2日 愛媛県と今治市の職員らが、どこを訪問し、誰に面会したかをすべて明らかにする出張報告書と復命書を全部公開しますか。

(はい いいえ) いずれかに○を付けてください。

<いいえと答えた場合。その理由を具体的にお書きください。>

質問3 加計学園の校舎建設の入札に関する公文書の開示について

今治市が愛媛県とともに補助するとして96億円の根拠とされるのが、加計学園の校舎建設費の約192億円です。このうち校舎建設施設費用が148億1587万円、延床面積が3万2528平方メートル(約9857坪)です。したがって、工事の坪単価は150万3081円となり、それは高すぎると指摘を受けて、その後9月6日の国家戦略特区特別委員会に今治キャンパス建設費の妥当性についての加計学園(8月23日)資料が出されて延床面積が3万3092平方メートル(約1万0028坪)工事の坪単価は126万2000円への修正が発表されました。この坪単価については、『広報いまばり』(2017年10月号)3頁にも掲載されています。

なお、2017(平成29)年6月21日付の今治市企画財政部作成の「国家戦略特区特別委員会資料」の施設床面積合計には、32,528.79平方メートルと記載されています。ところが、ここに記載されています延床面積を合計すると31,550.48平方メートルとなり、誤差(978.31平方メートル)があります。つまり、施設床面積さえも不明で、建設費の坪単価に関する疑問点がさらに深まるばかりです。しかしながら、私たち市民は、これを資料に基づき検証することができない状況にあります。

しかも、建設の設計施工業者は、設計は加計学園の身内とされる(株)SID創研と(株)大建設の設計共同体です(工事施行者はアイサワエ業(株)と(株)大本組)。今治市の補助金交付の要綱では、「競争入札が原則」とされていますが、その詳細も不明です。

つまり、設計業者は加計学園であり、受注業者も加計学園の身内とされる建設会社であり、それら校舎建設の入札が、「出来レース」の「相見積」で済ませた可能性があると言われています。私たちの巨額の財産が加計学園の建設に支出されますので、通常ならば私たち市民は、加計学園の大株主に該当します。ところが、その株主に該当する今治市民に対して、今治市及び加計学園は、信じがたいことですが、その建物の詳細な図面や設備の見積もり等の資料さえも公開していません。

「岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書」において、加計学園の校舎建設費用の2分の1以内を、今治市が補助金として支出することを定めています。したがって、違法に水増しされた可能性が高い校舎建設費用を支出することになり、それは、補助金疑惑事件に発展してしまいます。

今治市は、この件に関する市民の情報公開請求に対して、非開示でした。公正な入札が行われたかどうかを確認することができませんし、非開示ですから文書の存在自体を確認できず入札が行われていない可能性すら否定できません。

今治市は、私たち今治市民の財産である公金から、巨額の加計学園の校舎建設費を補助金として支出します。したがって、今治市は、これらの全ての情報を市民への説明責任上、公開する義務を負っています。当然ながら、私たち市民は主権者であり、かつ私たちの財産が補助金として支出されるのですから、これにかかわる情報を全て知る権利を有しているはずで

以上の点を前提にし、次の設問にお答えください。

① 前記のように、2017(平成29)年6月21日付「国家戦略特区特別委員会資料」の施設床面積合計は、32,528.79平方メートルとありますが、延床面積を合計は、この表から計算すると31,550.48平方メートルとなり、978.31平方メートルの誤差が生じます。この誤差は、何故存在するのでしょうか。施設床面積(32,528.79平方メートル)の根拠を示してください。

② 上記の公文書を市民への説明責任の義務上から、競争入札に関する公文書、獣医学部建築物の詳細な図面と見積書を全部公開しますか。

(はい　　いいえ)　いずれかに○を付けてください。

<いいえと答えた場合。その理由を具体的にお書きください。>

質問4 病原菌対策について

獣医学部の新設における病原菌対策に関する不安ないし疑問があります。

今治市(秋山課長)は、加計学園獣医学部ではBSL(バイオセーフティレベル)2までしか扱わないと市民に対して口頭で説明しています。しかし、情報公開請求において、市と加計学園との間のこの件に関する協定書などが不存在です。

一方、安倍首相は国家戦略特区を活用した獣医学部新設の理由について、「鳥インフルエンザ」など、国際的に高度な獣医師要請の必要性に応えるためだと述べています。また菅市長は、新設獣医学部のコンセプトは、「世界に冠たる先端ライフサイエンス研究を行う国際教育拠点である」、「家畜・食料等を通じた感染症に関する『危機管理(水際対策)人材』の育成拠点」だと述べています。すると、今治市市街地に近接した獣医学部ではBSL2に止まらず、エボラ出血熱などのBSL4という危険度の極めて高い病原体まで扱うことが予想されます。

以上の点を前提にし、次の設問にお答えください。

- ① 今治市は、BSL2までしか扱わないと説明しています。しかし、市と加計学園との間のこれに関する協定書などが存在しないにもかかわらず、BSL2までしか扱わないと説明する理由・根拠を示してください。

- ② BSL3ないし4という危険度の極めて高い病原体を扱わないことの歯止めとなる加計学園との間に協定は存在しますか。

(はい いいえ) いずれかに○を付けてください。

<はいと答えた場合。該当する公文書を示してください。>

<いいえと答えた場合。その理由を具体的にお書きください。>

質問5 今治市野間馬ハイランドにおける実習生の受入れについて

【野間馬関連発言】

1、 2015年12月10日、国家戦略特区WG ヒアリング(議事要旨)で、秋山課長は「野間馬を使い、動物の生態学から人間の運動生理学の応用、スポーツ・ベンチャーへの新たな貢献」、「馬の重心移動とか、股関節からの力発揮とか」、「馬の動きというものを人間の動きにうまくどう応用できるか。」、「今治市の固有資源である野間馬とうまくリンクできるのではないか」と発言しています。

八代委員から「それは一種のリハビリか」と問われた秋山課長は「はい」と答え、愛媛県の宇佐美主幹は「トップアスリートをつくり上げていくような研究を考えている」とあります。

2、 2017年1月10日の加計学園の国家戦略特別区域会議の構成員の公募の資料 6の「野間馬ハイランド(牧場)」では、馬の行動学、繁殖学、予防・治療等に本学部が責任を持つことになる予定、とあり、大動物、特に馬に触れる機会を持つ獣医大学は少ない、大動物飼育施設での家畜衛生や動物管理に関する体験実習を行うとあります。

5年次に愛媛県農業共済組合や野間馬ハイランドに6課程を6週間ローテーション総合参加型臨床実習科目を設定、とあります。

3、 2017年2月17日、加計学園理事長から、2018年4月の開学に向け、獣医学部(獣医学科160人、獣医保健看護学科60人)を野間馬ハイランドへの実習生受入承認申請があり、2月28日に菅良二市長が承認、3月13日の同様の申請にも翌14日に承認しています。

4、 2017年3月21日、加計学園4名が出席した高地集会所の住民説明会で、敷地内で飼育するのは小動物、大動物は、野間馬ハイランドなどの敷地外で飼育、と述べています。

【野間馬の位置づけ】

1、 野間馬は今治市指定文化財・天然記念物です。

今治市文化財保護条例 第9条で次のように定めています。

市指定文化財の所有者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

つまり、市長は、市の執行機関から独立しているところの行政委員会である教育委員会に、この件の許可を求めなければなりません。保護条例に罰則規定はありませんが、教育委員会は文化財保護の観点から「市民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。」遂行の権限と義務を負います。

以上の点を前提にし、次の設問にお答えください。

① 市長は、教育委員会に上記の点に関し、許可を求める手続を行いましたか。

(はい　　いいえ)　　いずれかに○を付けてください。

<はいと答えた場合。 それを示す公文書を示してください。>

<いいえと答えた場合。 なぜ、今治市文化財保護条例第9条に反して、許可手続を行わなかったのですか。その理由をお書きください。>

② 市が、市教委の許可を得ないで、野間馬を加計学園の「総合参加型臨床実習」施設に供する承認は、今治市文化財保護条例違反となると思いますが、その認識を示してください。

(違反となる　　違反とならない)　　いずれかに○を付けてください。

<違反となると答えた場合。 この件に対し今後の措置についてお答えください。>

<違反とならないと答えた場合。 その法的根拠ないし理由を示してください。>

③ 今治市(秋山課長)は、国家戦略特区WG ヒアリングでどのように説明したのでしょうか、お答えください。

④ 「野間馬ハイランドへの実習生受入承認申請」は、加計学園理事長名ですが、この件を提案したのは今治市側からですか。

(はい　　いいえ)　　いずれかに○を付けてください。

<はいと答えた場合。その目的は何でしょうか。>

<いいえと答えた場合。受入を認めた経過及び理由をお書きください。>

- ⑤ 加計学園の公募に「本学部が責任を持つことになる予定」とありますが、今治市は、これを承知していますか、それとも加計学園の独自の見解でしょうか。

<回答>

- ⑥ 「本学部が責任を持つことになる予定」との公募記述は、今治市と加計学園との間でのどのような協議、協定の結果でしょうか。

<回答>

- ⑦ 野間馬ハイランドで「総合参加型臨床実習」を行うとあります。今治市は、「総合参加型臨床実習」について、どのような認識を有していますか。

<回答>

- ⑧ 当会では文化財の野間馬を「参加型臨床実習」の用に資するなどはもつての外であると考えます。市長は、野間馬を含め文化財に対し、どのような見解をお持ちでしょうか。

<市長としての見解>